

文化芸術に関する意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換する場として、文化芸術に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次の事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 文化芸術都市創造のための施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募の市民
 - (2) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 意見交換会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、意見交換会を総括し、意見交換会の会議の議長となる。
- 3 意見交換会に副委員長を置き、前条第1項の委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 意見交換会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 意見交換会の庶務は、市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。